



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
第7650号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (1017) (経済交流課)	1
	家畜伝染病の発生 (1018) (畜産課)	2
	保安林の指定の解除 (1019) (森林保全課)	2
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (4件) (管理課)	2
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	13
正 誤	平成16年10月20日付鳥取県規則第78号中訂正.....	16

告 示

鳥取県告示第1017号

平成16年鳥取県告示第759号(大規模小売店舗の新設の届出について)により告示した(仮称)マルイ車尾店に係る大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見の概要

- (1) 駐車場の住宅地側に出入口を設置することにより、住宅地内の車両の通行量が増加し、周辺住民の安全性の低下等生活環境が悪化するおそれがあるため、当該出入口の設置に反対である。
- (2) 駐車場内の車両の扉の開閉音及びエンジン音により夜間に発生する騒音が環境基本法(平成5年法律第91号)の規定に基づく環境基準を超えるおそれがあるため、敷地の住宅地側全面に防音壁を設置することが必要である。

2 縦覧に供する期間

平成16年12月28日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課

鳥取県告示第1018号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区 分	頭 数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨ－ネ病	牛	患畜	2	東伯郡大栄町大字西高尾596 - 8	平成16年12月21日

鳥取県告示第1019号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字中尾字濱田10・字大浜13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(3) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

2(1) 解除による保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字中尾字大浜17の1から17の3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道倉吉福本線地方道路交付金工事 (1 工区)

(2) 工事場所 倉吉市八幡町

(3) 工事内容

本件工事は、主要地方道倉吉福本線の倉吉市八幡町地内において、法面処理工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

施工延長 L = 101.5メートル W = 6.0 (10.0) メートル

道路土工

掘削 4,414立方メートル

グラウンドアンカー工

受圧板 80基

グラウンドアンカー工 80本

法面植生工

現場吹付法枠 166平方メートル

(5) 工 期 着工日から240日間

(6) 予定価格 132,893,250円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) とび・土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第442号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、法面処理工事に係るものを有すること。

(5) 平成16年12月28日 (火) から平成17年1月11日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成16年4月1日 (木) から平成17年1月11日 (火) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 平成12年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している、受圧板を40基以上施工するグラウンドアンカー工の工事 (以下「同種工事」という。) を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

(9) 次に掲げる職員を有すること。この場合において、ア及びイに掲げる者は、相互に兼ねることができる。
ア 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者 (以下「技術者等」という。) として専任で配置することができるもの。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係 (第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。) にある者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、とび・土工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

イ 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の施工期間中専任で配置することができるもの。

(ア) 常勤職員として雇用している者であること。

(イ) 社団法人日本アンカー協会の行うグラウンドアンカー施工士の資格試験に合格し、その認定証の交付を受けている者であること。

(10) グラウンドアンカー工に係る工事価額が少なくとも45万円の部分について、当該部分の工事に従事する技術者及び作業員の2分の1以上を、常勤職員として雇用している者により充当することができる職員体制を有していること。

(11) 次に掲げる機械を保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用していること。

ア ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械で、出力が37キロワット以上のものに限る。）

イ グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料を攪拌する機械をいう。）

ウ グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年12月28日（火）から平成17年1月11日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年12月28日（火）から平成17年1月11日（火）までの日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡都家町大字都家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。
- (6) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)のAに掲げる技術者等及びイに掲げる者に加え、2の(9)のAの(A)に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。
- (11) 2に掲げる要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。
- (12) この公告に示した工事に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 一般県道岩美インター線地方道路交付金工事（道路改良）（地盤改良工）
- (2) 工事場所 岩美郡岩美町大字岩本から同町大字本庄まで
- (3) 工事内容
本件工事は、一般県道岩美インター線の岩美郡岩美町大字岩本地内から同町大字本庄地内までの区間において、地盤改良工事を行うものである。
- (4) 工事の規模、構造等
地盤改良工事
サンドマット工 4,380平方メートル
ペーパードレーン工 812本

スラリー系攪拌工^{かくはん} 73本
粉体噴射攪拌工^{かくはん} 655本

- (5) 工 期 平成17年1月から平成17年3月25日まで
(6) 予定価格 208,603,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 土木工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
(3) 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)又は平成15年鳥取県告示第442号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
(4) 平成16年12月28日(火)から平成17年1月11日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(5) 平成16年4月1日(木)から平成17年1月11日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。
(6) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
(7) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している、深層混合処理工(スラリー系攪拌工^{かくはん}又は粉体噴射攪拌工^{かくはん}に限る。以下同じ。)及びパーチカドレン工による地盤改良工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。なお、深層混合処理工及びパーチカドレン工の工事実績は同一の工事請負契約でなくてもよい。
(8) 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。
イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
エ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の技術者等として同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。なお、深層混合処理工及びパーチカドレン工の工事実績は同一の工事請負契約でなくてもよい。

3 技術資料の作成及び提出

- (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年12月28日(火)から平成17年1月11日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するも

のとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年12月28日（火）から平成17年1月11日（火）までの日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本

件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(8)のアに掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(11) 2に掲げる要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 市瀬地区災害関連緊急砂防工事 (排土工)

(2) 工事場所 八頭郡智頭町市瀬

(3) 工事内容

本件工事は、智頭町市瀬地区において山頂部の不安定土塊の撤去作業における土工工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

掘削排土 (無人化施工) 179,106立方メートル

場外搬出 164,740立方メートル

盛 土 12,929立方メートル

(5) 工 期 平成18年2月28日まで

(6) 予定価格 1,032,456,600円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び資格確認書類 (以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 5者により自主的に結成された共同企業体であること。

イ 各構成員の出資比率が、12パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第442号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) (以下これらを「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成16年12月28日 (火) から平成17年1月12日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成16年4月1日 (木) から平成17年1月12日 (水) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア とび・土工工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している3万立方メートル以上の土工工事（一つの工事請負契約による掘削工又は切土工とする。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。

ウ 入札参加資格告示4による資格決定通知に記載された一般土木工事に係る総合点数が1,100点以上であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）で、とび・土工工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けているものであること。

オ エに掲げる監理技術者に加え、エの(ア)に掲げる基準を満たし、かつ、1級土木施工管理技士で本件工事に専任で配置することができる者を有すること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア とび・土工工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中技術者等として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) (3)のエの(ア)に掲げる基準を満たす者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、(3)のエの(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年12月28日（火）から平成17年1月12日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatujuhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年12月28日（火）から平成17年1月12日（水）までの日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5 階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を審査し、2 に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。なお、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるところとは限らない。

(5) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 工事費内訳書の提出

ア 1 回目の入札書の提出に当たっては、当該入札書に記載する入札金額に係る工事費内訳書を提出すること。

イ 工事費内訳書は、別記様式又はこれに準じた書式により作成すること。

ウ 工事費内訳書は、返却しない。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

オ 工事費内訳書を提出しない者及び工事費内訳書に重大かつ明白な不備がある者は、失格とする。

(9) 本件工事の落札者は、1 の(6)の予定価格の範囲内で、鳥取県建設工事執行規則 (昭和48年鳥取県規則第66号) 第15条の規定により定める最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。

(11) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2 の(3)の工の監理技術者及び2 の(4)のイに定める技術者等並びに2 の(3)のオに定める者に加え、2 の(3)の工の(ア)に掲げる基準を満す1級土木施工管理技士を専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。

(12) 2 に掲げる要件を満たす共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。

(13) 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 大呂地区災害関連緊急地すべり防止工事

(2) 工事場所 八頭郡智頭町大呂

(3) 工事内容

本件工事は、智頭町大呂地区において山頂部の不安定土塊の撤去作業における土工工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

掘削工（無人化施工6割程度） 174,836立方メートル

残土処理工 166,279立方メートル

残土搬出 8,557立方メートル

(5) 工 期 平成18年3月25日まで

(6) 予定価格 983,678,850円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 4者により自主的に結成された共同企業体であること。

イ 各構成員の出資比率が、15パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）（以下これらを「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成16年12月28日（火）から平成17年1月12日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成16年4月1日（木）から平成17年1月12日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア とび・土工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している3万立方メートル以上の土工工事（一つの工事

請負契約による掘削工又は切土工とする。以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績があること。

ウ 入札参加資格告示4による資格決定通知に記載された一般土木工事に係る総合点数が1,100点以上であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。

(イ) 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者又は主任技術者(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

(ウ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者(以下「1級土木施工管理技士」という。)で、とび・土工工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けているものであること。

オ エに掲げる監理技術者に加え、エの(ア)に掲げる基準を満たし、かつ、1級土木施工管理技士で本件工事に専任で配置することができる者を有すること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア とび・土工工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中技術者等として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) (3)のエの(ア)に掲げる基準を満たす者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、(3)のエの(ウ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年12月28日(火)から平成17年1月12日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年12月28日(火)から平成17年1月12日(水)までの日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根原140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係 (鳥取県庁本庁舎5階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。なお、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(5) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 工事費内訳書の提出

ア 1回目の入札書の提出に当たっては、当該入札書に記載する入札金額に係る工事費内訳書を提出すること。

イ 工事費内訳書は、別記様式又はこれに準じた書式により作成すること。

ウ 工事費内訳書は、返却しない。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

オ 工事費内訳書を提出しない者及び工事費内訳書に重大かつ明白な不備がある者は、失格とする。

(9) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で、鳥取県建設工事執行規則 (昭和48年鳥取県規則第66号) 第15条の規定により定める最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。

(11) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)の工の監理技術者及び2の(4)のイに定める技術者等並びに2の(3)のオに定める者に加え、2の(3)の工の(ア)に掲げる基準を満す1級土木施工管理技士を専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。

(12) 2に掲げる要件を満たす共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。

(13) 本件工事について国庫補助の承認が得られなかったときは、本件入札は行わない。

(14) 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県警察本部庁舎で使用する電気の供給

年間使用予定電力量2,340,000 kWh (年間夜間使用予定電力量62,000 kWhを含む。)

(平成16年4月から同年11月までの各月の平均使用実績の電力量に機器の増加等の補正を行うこと等により算出しているものであり、天候等により変動する。)

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算した基本料金、電力量料金、蓄熱調整割引額及び蓄熱ピーク調整割引額により算出した年間の合計金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、しないこととする。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年1月21日(金)午後5時までに鳥取県出納局出納課に提出すること。

(3) 平成16年12月28日から平成17年2月16日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庁舎管理係(警察本部庁舎3階)

電話 0857-23-0110(代表)

(2) 入札説明書の交付方法

ア 直接交付する場合

(ア) 交付期間及び時間

平成16年12月28日(火)から平成17年1月21日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間

(イ) 交付場所

(1)の場所

イ 郵送による場合

平成16年12月28日(火)から平成17年1月14日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年2月16日(水)午後1時30分(郵便等による入札書の受領期限は、平成17年2月15日(火)午後5時)

鳥取県警察本部庁舎 入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年1月28日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成

された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for the Tottori Prefectural Police Headquarters Office building 2,340,000 kWh

(2) Delivery period

From 1 April,2005 through 31 March, 2006

(3) Delivery place

1 - 271 Higashimachi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8520 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:

5:00 p.m. 28 January, 2005

(5) Date and time for tender submission:

1:30 p.m. 16 February, 2005 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00p.m. 15 February, 2005

(6) Please contact:

Property Management Division

General Affairs Department, Tottori prefectural Police Headquarters

1 - 271 Higashimachi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8520 Japan

TEL 0857 - 23 - 0110 (Extension telephone 2255)

正 誤

平成16年10月20日公布の鳥取県規則第78号（鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 18

行 下から7から11まで

誤	認証年月日	第 号
	認証番号	年 月 日

正	認証年月日	年 月 日
	認証番号	第 号